

最近の関税政策と税関行政を巡る状況

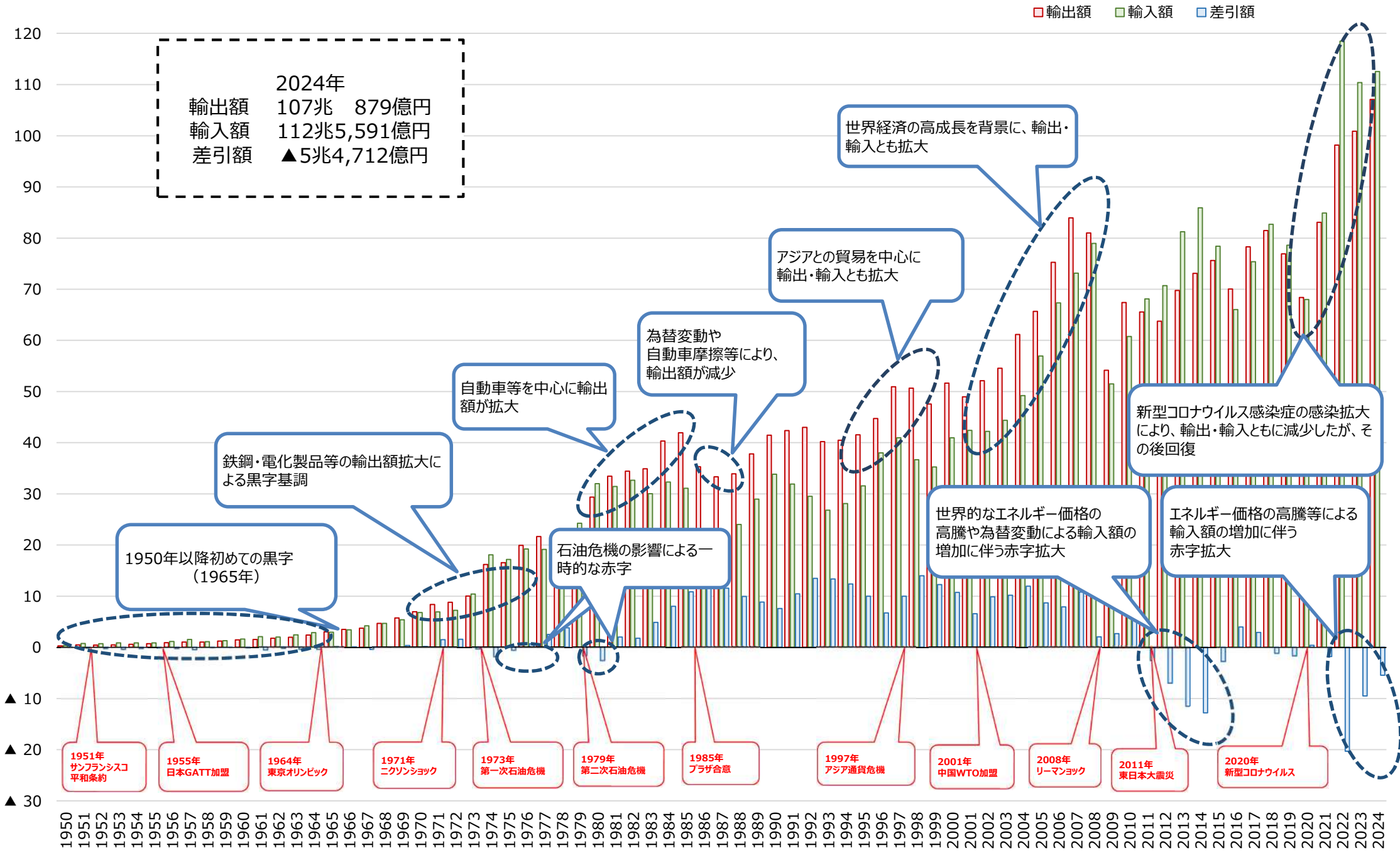
令和 7 年 1 0 月 3 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1. 最近の税関行政・関税制度

2. 国際関係

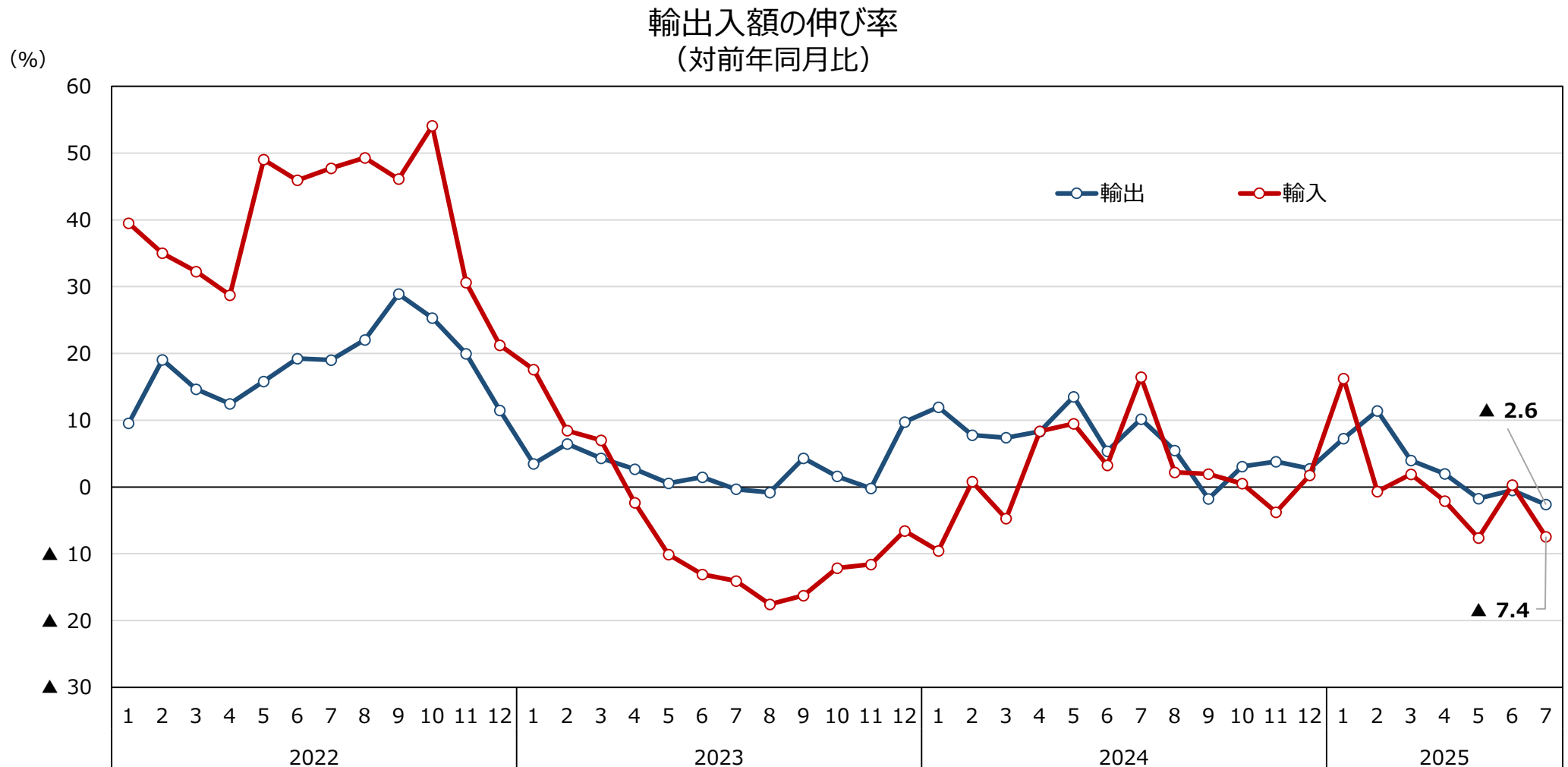
3. 令和 8 年度関税改正

日本の貿易額の推移



日本の輸出入の最近の動向

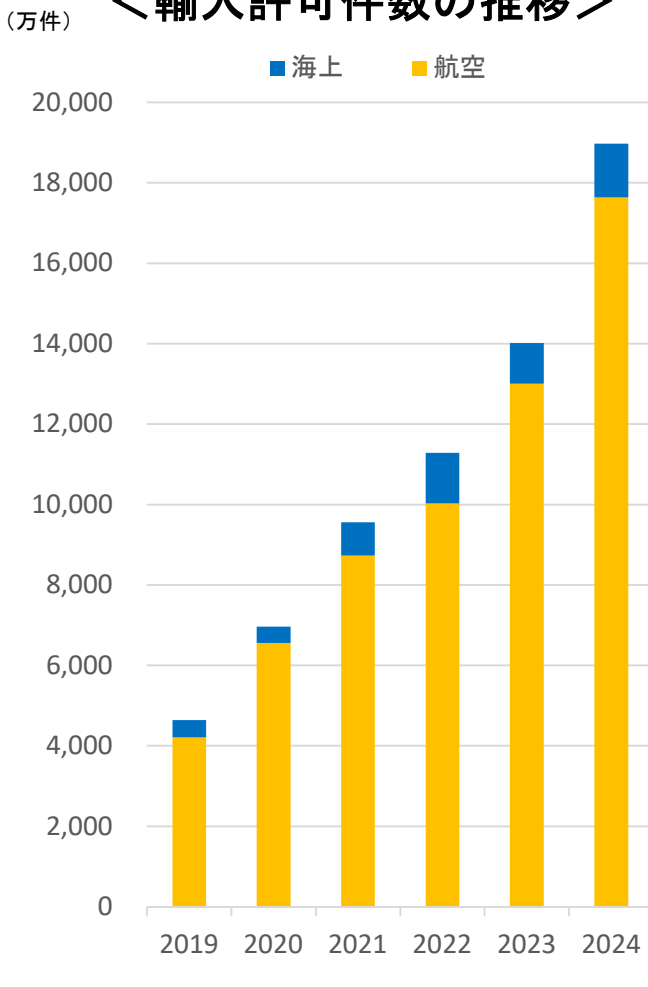
- 輸出額は、自動車及び鉄鋼の輸出が寄与し減少傾向。
- 輸入額は、石油、石炭、LNGなどのエネルギー資源の輸入増等により、2022年は急増したが、2023年はその反動で減少。2024年以降は再び増加傾向だったが、2025年以降は資源価格の低下を受け減少傾向。



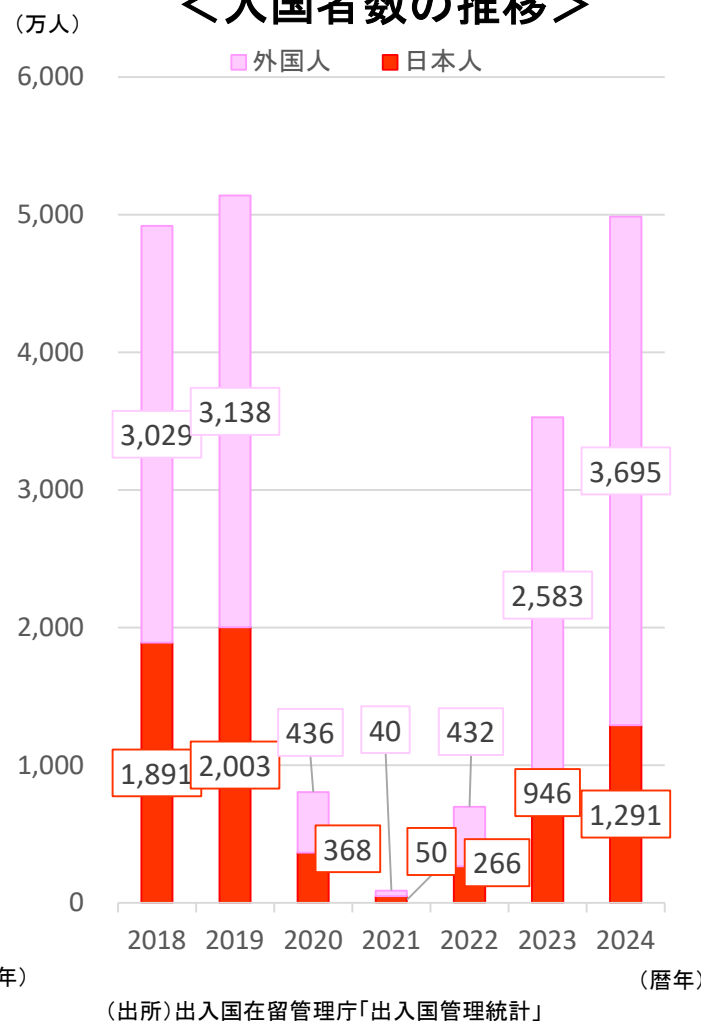
輸入許可件数・入国者数・関税等収入額の推移

- 越境電子商取引の拡大に伴い、輸入許可件数は、ここ数年、大幅な増加傾向。2024年には航空貨物の輸入許可件数が2019年比約4.2倍、海上貨物についても2019年比約3.1倍と増加。
- 2024年の入国者数は訪日需要の高まりを受け、外国人入国者数が過去最高を記録し、前年比約1.4倍と増加。
- 2024年度の税関における関税等収入額は前年度比4.2%増の約13.7兆円であり、租税及び印紙収入の約16.9%に相当。

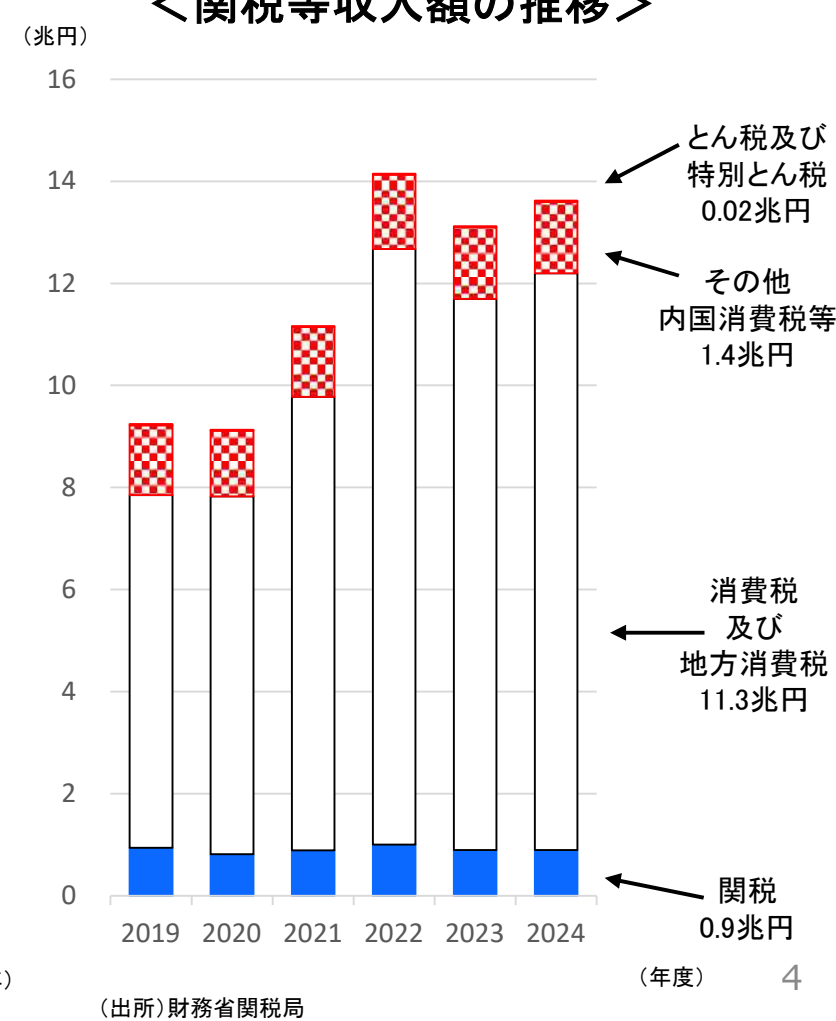
＜輸入許可件数の推移＞



＜入国者数の推移＞



＜関税等収入額の推移＞



不正薬物の摘発状況

○ 令和6年における不正薬物の押収量は初の2年連続2トン超え。

令和7年上半期では、不正薬物の押収量が上半期で初の2トン超え。

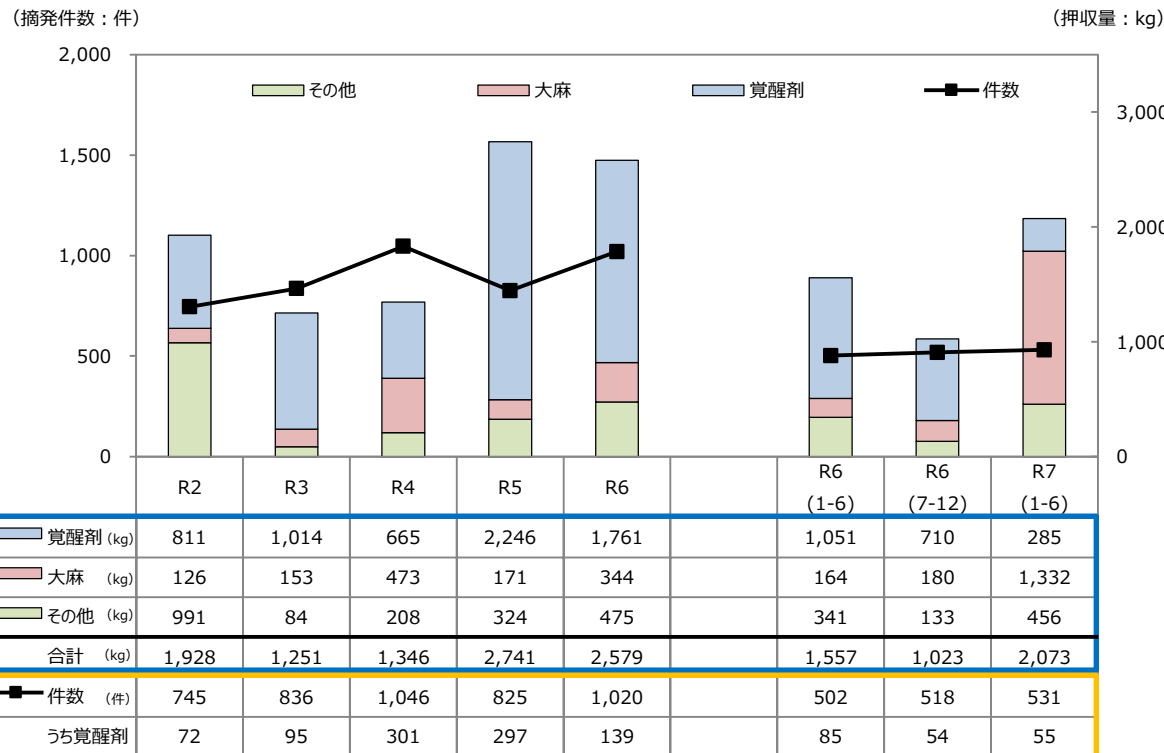
(参考1) 令和6年の不正薬物の摘発件数は1,020件(前年比24%増)、押収量は約2,579kg(同6%減)

令和7年上半期の不正薬物の摘発件数は531件(前年同期比6%増)、押収量は約2,073kg(同33%増)

○ 令和7年上半期は、大麻の押収量が統計開始以来の最高水準となり、上半期で1トン超え。

(参考2) 大麻の摘発件数は164件(前年同期比4%増)、押収量は約1,332kg(同約8.1倍)

不正薬物の摘発件数と押収量の推移



(注1) 令和6、7年は速報値である。

(注2) 大麻には、令和6年12月12日に施行された麻薬及び向精神薬取締法で規制されているTHC類製品を含む。

(注3) その他とは、あへん、麻薬(ヘロイン、コカイン、MDMA等)、向精神薬及び指定薬物をいう。

【海上貨物】

令和7年6月、東京税関はベトナム来海上コンテナ貨物に隠匿された**乾燥大麻約1,047kg**を摘発した。



【航空機旅客】

令和7年6月、門司税関はカナダから福岡空港に到着した旅客の携帯品(スーツケース)に隠匿された**覚醒剤約30kg**を摘発した。

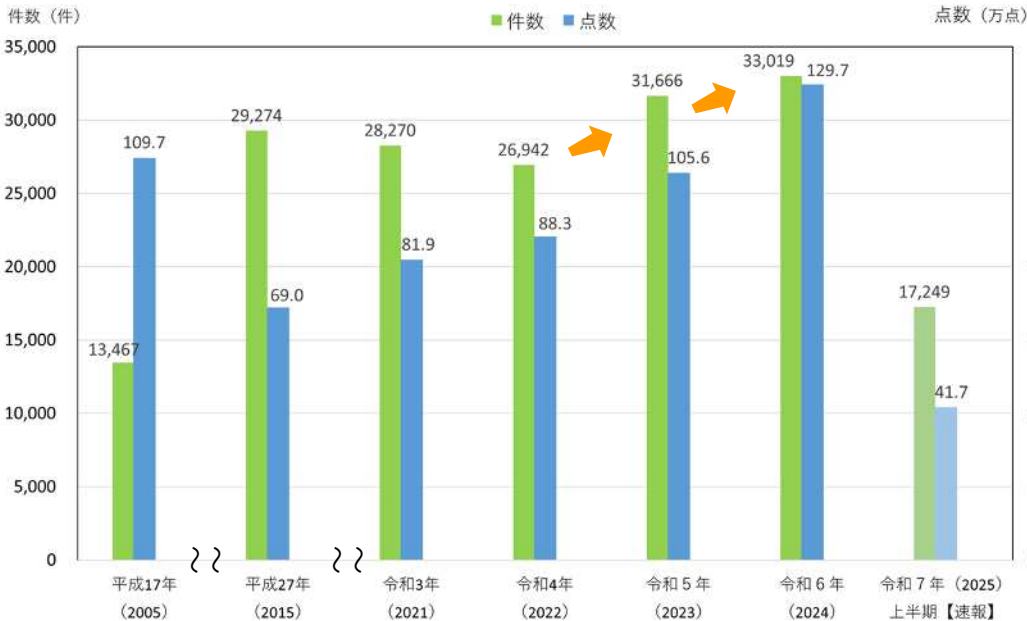


知的財産侵害物品の水際取締り

【知的財産侵害物品の取締りの状況】

- 令和6年の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は、33,019件（前年比4.3%増）。輸入差止点数は、1,297,113点（前年比22.8%増）。
- 令和7年上半期の輸入差止件数は17,249件（前年同期比5.6%減）と減少したものの、引き続き高水準で推移。

◆ 知的財産侵害物品の輸入差止実績



◆ 知的財産侵害物品の認定手続開始実績

	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	前年比 (2023→2024)	構成比 (2024)
認定手続開始件数	32,033	32,869	34,253	104.2%	100.0%
通常手続	5,185	5,304	5,807	109.5%	17.0%
簡素化手続 (注)	26,848	27,565	28,446	103.2%	83.0%
輸入者による 争う旨の申出	4,325	1,267	828	65.4%	2.4%

（注）「簡素化手続」とは、輸入差止申立てに係る対象物品が輸入されようとする場合に、まず輸入者に侵害物品に該当するか否かについて争う意思を確認し、輸入者から争う旨の申出がなければ、権利者の意見・証拠を求めることなく、当該物品が侵害物品に該当するか否かを認定する手続をいう。

（出所）財務省HP「知的財産侵害物品（コピー商品等）の取締り（差止実績（報道発表））」

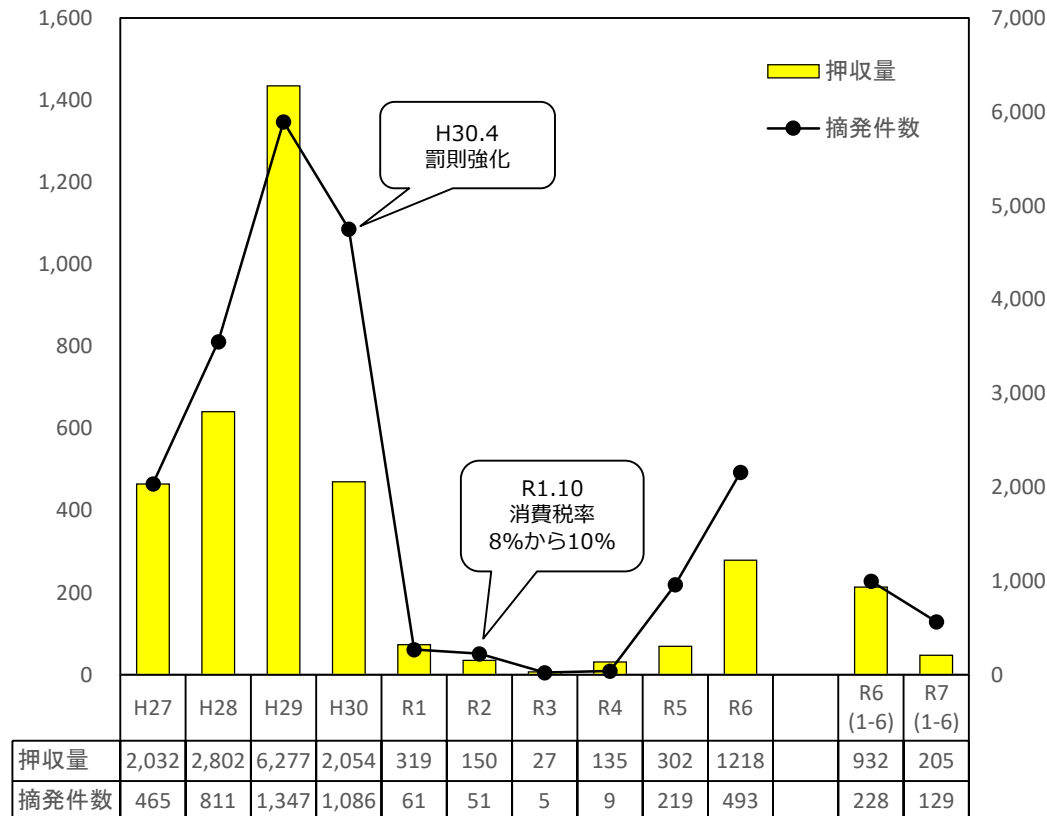
【海外事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化】

- 令和4年10月に改正関税法等が施行され、海外の事業者が郵送等により国内に持ち込む模倣品（商標権又は意匠権を侵害するもの）は、個人使用目的で輸入されるものであっても、税関の水際取締りの対象となった。
- 令和4年から令和5年及び令和6年にかけて、知的財産侵害物品の輸入差止件数は増加した一方、輸入者が「争う旨の申出」を行った件数は、令和4年の4,325件から、令和5年は1,267件（前年比70.7%減）、令和6年は828件（前年比34.6%減）と大きく減少しており、制度改正の効果が現れているものと考えられる。

金密輸入取締りに対する取組

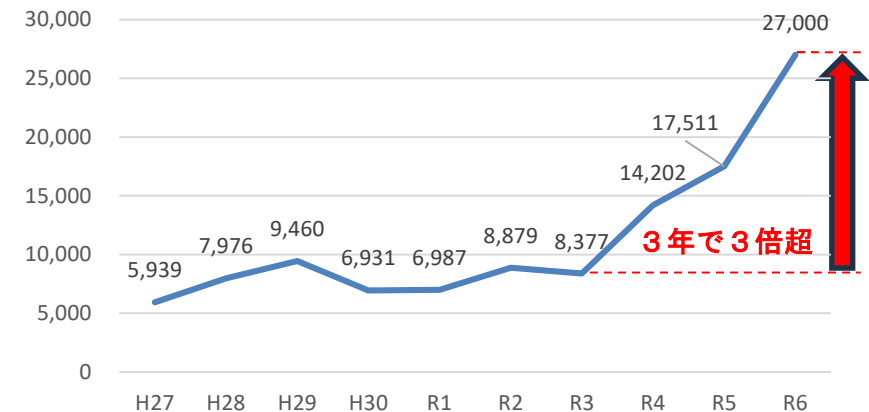
- 令和7年上半期における金の摘発件数は129件（前年同期比43%減）、押収量は約205kg（同78%減）。
- 足元の摘発数は減少しているものの、小口貨物や訪日外国人旅客数の急増及び金価格の高騰をはじめとする密輸リスクが高まっていることに加え、国内生産量に大きな変動がない中で、輸出量は顕著に増加。税関での摘発は氷山の一角の可能性。
- 引き続き、厳格な対応を行うとともに、更なる対策について不断に検討していく必要。

（単位：件） <摘発件数と押収量の推移> （単位：kg）



（令和6、7年は速報値）

（単位：億円） <金輸出額の推移>



（出典）財務省貿易統計

<巧妙な密輸手口>

令和7年5月、東京税関は中国から羽田空港に到着した航空機乗組員の身辺に隠匿された金地金約6kgを摘発した。

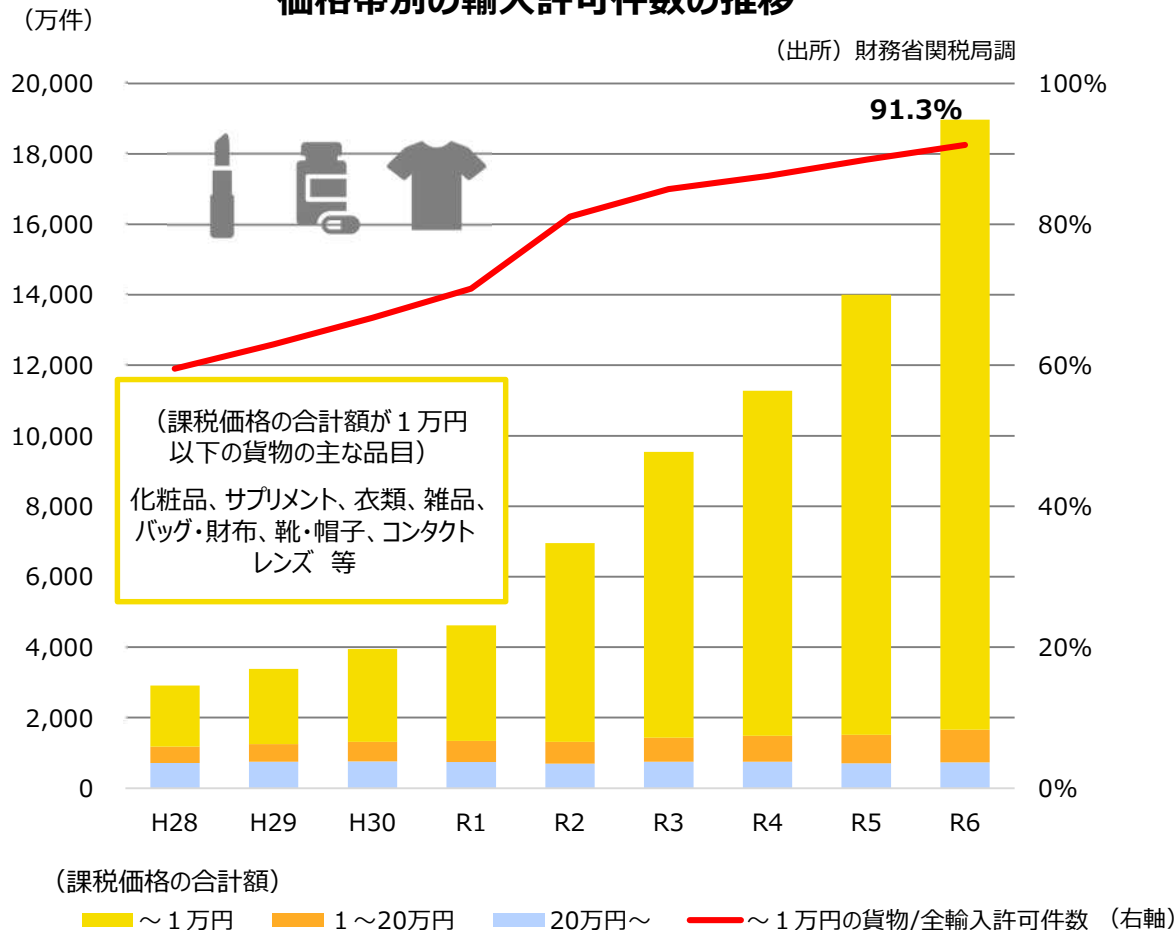


少額輸入貨物の増加とBtoC（Business to Consumer）による輸入

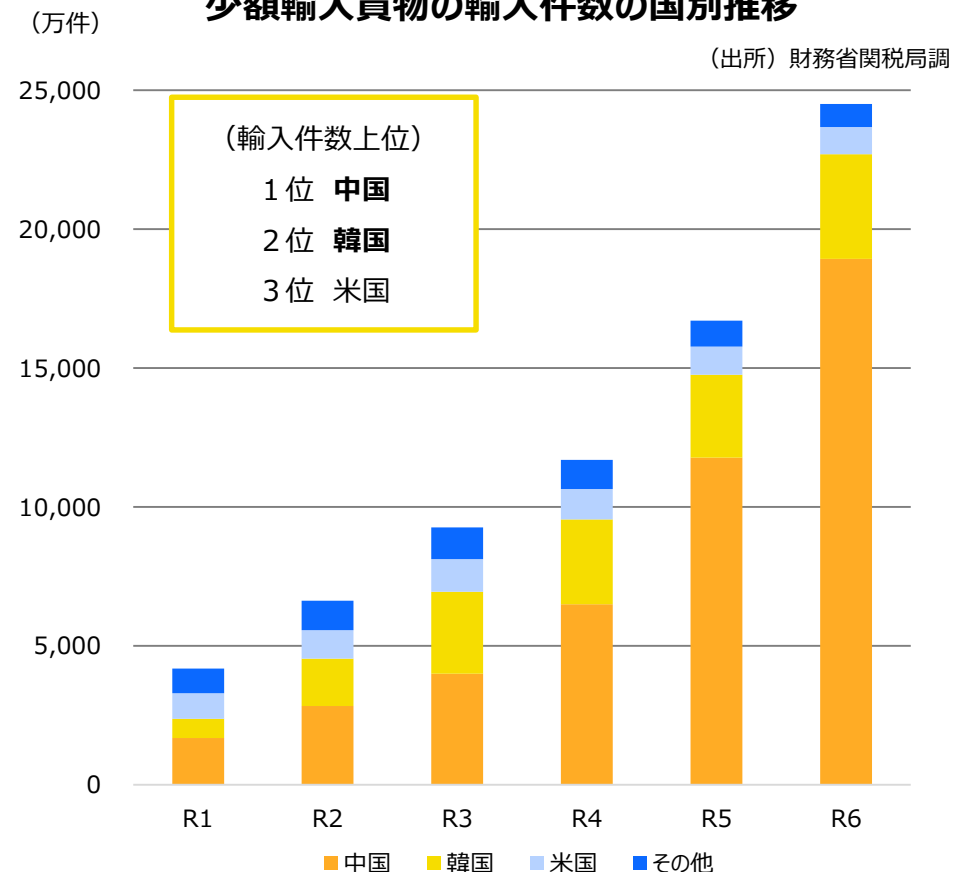
令和7年9月10日 関税分科会
「急増する少額輸入貨物への対応に
関するワーキンググループ」
財務省提出資料

- 少額輸入貨物（課税価格の合計額が20万円以下）の輸入件数が顕著な増加傾向。このうち、課税価格の合計額が1万円以下の貨物は、令和6年において全輸入許可件数の約9割を占める。
- この主な品目である化粧品や衣類等は、個人消費者が越境ECサイトで購入することが見込まれることから、**BtoC（個人消費者向け取引：Business to Consumer）による輸入の増大が少額輸入貨物の増加につながっている**と考えられる。
- また、少額輸入貨物の輸入においては、**中国**、次いで**韓国**を原産地とする貨物が増加している。

価格帯別の輸入許可件数の推移



少額輸入貨物の輸入件数の国別推移

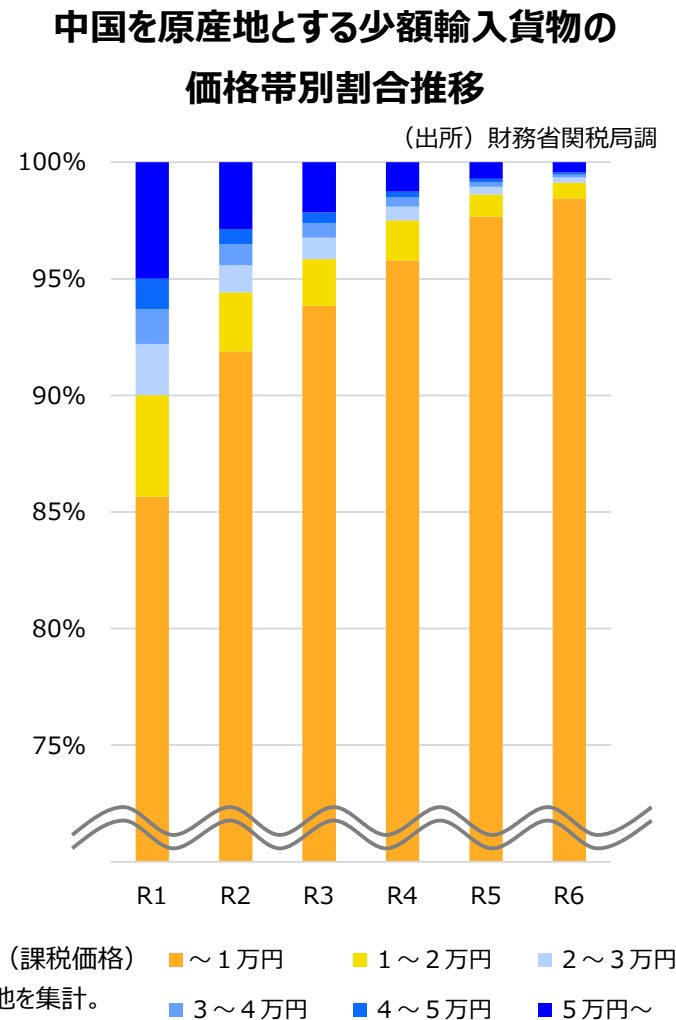
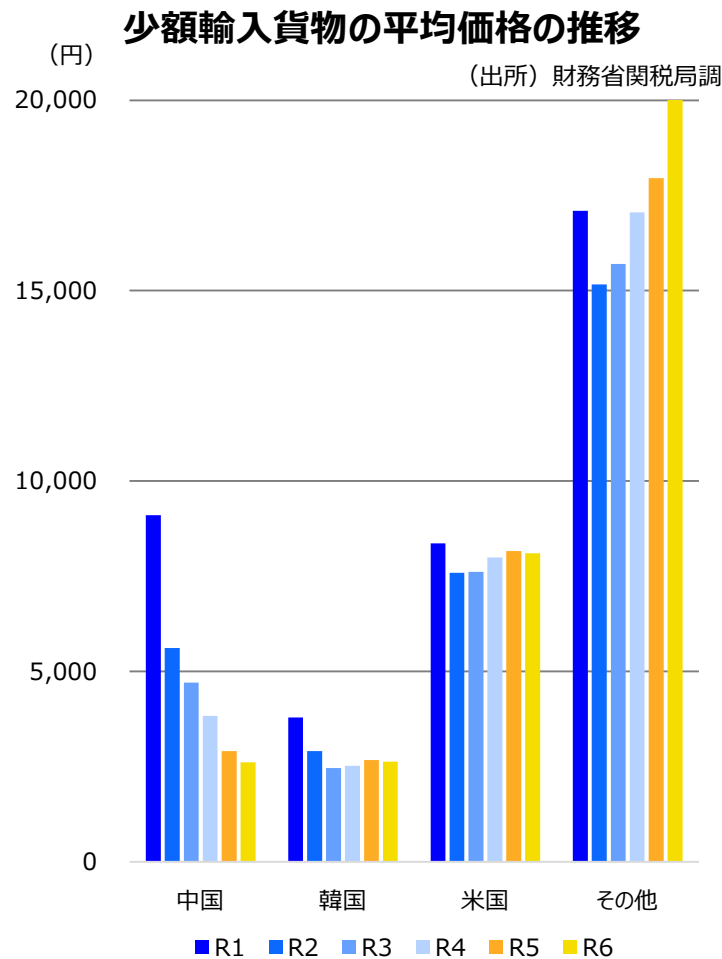


※一輸入申告に複数の品目が含まれている場合は、その品目ごとに原産地を集計。そのため、左グラフの輸入許可件数と合計が一致しないことに留意。

中国・韓国を原産地とする少額輸入貨物の増加とその背景

令和7年9月10日 関税分科会
「急増する少額輸入貨物への対応に
関するワーキンググループ」
財務省提出資料

- 少額輸入貨物の輸入申告の平均価格を見ると、**中国を原産地とする貨物の低価格化**が著しい。また、中国を原産地とする貨物のうち、課税価格が1万円以下の貨物の割合は、過去5年で86%から98%に上昇。
- **韓国を原産地とする貨物**についても、中国を原産地とする貨物と同程度の**低い平均価格**となっている。
- これらの傾向を踏まえると、主に中国・韓国に関連した企業に代表される**個人消費者向けECサイトを運営する事業者の急成長が、少額輸入貨物の増加に結びついている**と考えられる。



主な個人消費者向けECサイト

TEMU

運営企業：PDD Holdings (中国)
・2022年創設、2023年日本でのサービス開始。
・中国国外向け。日用品・衣類・家電等取り扱い。
・2024年 **無料アプリダウンロード数日本第2位**。
(App Store調)

SHEIN

運営企業：SHEIN (中国)
・2008年創設、2020年日本語版サイト開設。
・160以上の国と地域に展開。衣類等を取り扱い。
・2023年**無料アプリダウンロード数日本第9位**。
(App Store調)

Qoo10.jp

運営企業：eBay Japan (日本) ※2018年~
・2010年日本でのサービス開始。
・**韓国製の化粧品・衣類・美容家電等を多数**取り扱い。
・会員数 **2,500万人**。(2025年3月時点)

ALI Express

運営企業：Alibaba Group (中国)
・2010年創設、同年日本でのサービス開始。
・日用品・衣類・家電等を取り扱い。

※一輸入申告に複数の品目が含まれている場合は、その品目ごとに原産地を集計。

社会の安全・安心を脅かす物品等の流入リスク

令和7年9月10日 関税分科会
「急増する少額輸入貨物への対応に
関するワーキンググループ」
財務省提出資料

- 社会の安全・安心を脅かす物品等は、少額輸入貨物で多く用いられる航空貨物・国際郵便物からも摘発。
- 税関では、輸入申告情報等を用いて審査・検査対象を選定（リスク判定）しており、そのリスク判定の結果に応じ、リスクの高い貨物には重点的な審査・検査、リスクの低い貨物には迅速に輸入許可を行い、強弱をつけた水際取締りを行っている。
- 水際取締りの更なる強化策として、輸送単位（MAWB：マスターエアウェイビル）に着目し、リスクが高いと思われた1 MAWBについて全ての貨物に対する検査を実施したところ、大量の知的財産侵害物品等を発見。この中には、従来のリスク判定では審査・検査対象とならないものもあり、**税関のリスク判定が十分に機能していない可能性**。

関税法違反の摘発事例②

（出所）財務省



【商標権侵害】

摘発年月：令和4年6月

密輸形態：国際郵便物

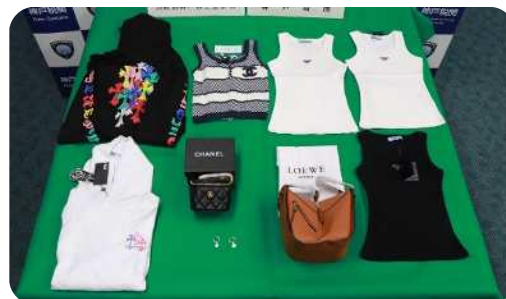
侵害物品：錠剤

【大麻】

摘発年月：令和5年12月

密輸形態：航空貨物

犯則物件：大麻



【商標権侵害】

摘発年月：令和5年7月

密輸形態：航空貨物

侵害物品：衣類10点



1 MAWBの貨物に対する全量検査

航空輸送では、複数荷主の貨物を1件の大口貨物とし、航空会社が運送を担うことが多く、この輸送単位を1MAWB（マスターエアウェイビル）という。1MAWBあたりの輸入申告件数は1,000件前後。

リスクが高いと思われる輸入貨物について、1 MAWB全ての貨物に対して検査を実施。**大量の知的財産侵害疑義物品や関税関係法令以外の許可・承認等を要する物品等**が見られた。

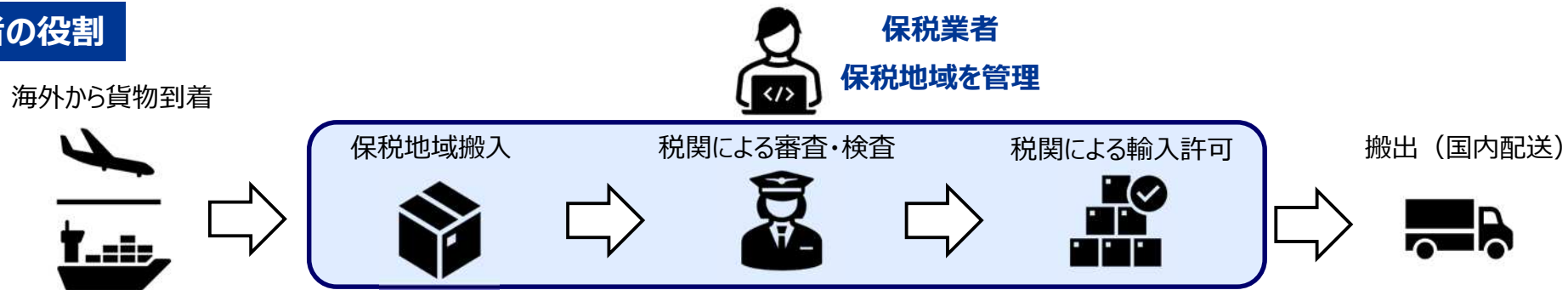


輸入貨物の急増に伴う一部の保稅業者による不正事案の発生

令和7年9月10日 関税分科会
「急増する少額輸入貨物への対応に
関するワーキンググループ」
財務省提出資料

- 輸入貨物の急増に伴い、特に**BtoCによる貨物を取り扱う一部の保稅業者**において、適正でない貨物管理が疑われる事案や、従業員の関与が疑われる不正事案が発生している。
- 税関が全ての貨物を確認できない中で、**貨物管理を担う保稅業者の不正事案の発生は、我が国の安全・安心を脅かしかねない喫緊の課題。**

保稅業者の役割



保稅業者による不正事案の例

■ 配送までの所要時間短縮を優先した適正でない貨物管理

- ✓ 外国貨物を保稅地域から搬出するためには、税関による輸入の許可等を受ける必要。早く消費者へ配送したい荷主（顧客）からの要請を優先するがために、保稅地域から貨物を搬出する際の確認が疎かとなり、許可等を受ける前の貨物を搬出してしまふ懸念。
- ✓ 実際に、搬出時の確認を適正に行わず、輸入の許可を受けていない貨物を保稅地域から搬出していることが疑われる事案が発生。

■ 貨物管理ルールの不徹底により生じた事案

- ✓ 保稅業者はルールに則った貨物管理が求められている。大量の貨物を集中的に処理する中で、従業員によりルールが徹底されていないケースが散見されている。
- ✓ 例えば、蔵置中の貨物が輸入許可済みか否かをハンドスキャナーで読み取って確認できるシステムが整備されているにもかかわらず、**従業員による確認が不十分**であったことにより、輸入することなく滅却する予定であった**知的財産権侵害疑義物品**を輸入許可済み貨物と誤認して搬出してしまった事案が発生。

■ 従業員の不正な関与が疑われる事案

- ✓ 保稅業者による自主的な管理を前提とした制度への信頼を揺るがす事案が発生。
- ✓ 具体的には、通販貨物に申告外物品を紛れ込ませ、**従業員が保稅地域において申告外物品を抜き取ろうとしたのではないかと疑われる事案が発生。**

輸入貨物の急増に伴う一部の通関業者による不正事案の発生

令和7年9月10日 関税分科会
「急増する少額輸入貨物への対応に
関するワーキンググループ」
財務省提出資料

- 輸入貨物の急増に伴い、**一部の通関業者**による、簡易・迅速な通関手続を利用した輸入申告において**不正事案**が発生。
- マニフェスト申告が、関税等が課される物品や、輸入に際して関税関係法令以外の法令（他法令）の許可・承認等を要する物品といった、**利用条件に合致しない貨物の輸入申告において利用された事案**
 - 予備審査制を利用した輸入申告において、知的財産侵害物品等が税関に発見されるのを免れようとした**貨物のすり替え事案**

（注１）マニフェスト申告は、少額免税制度（課税価格の合計額が１万円以下の輸入貨物に適用。ただし、一部の品目は適用除外。）の適用等の一定の条件に該当する航空貨物で利用可能な簡易な申告手続。全ての者が利用可能。

（注２）予備審査制は、貨物の日本到着前や他法令に係る輸入関連手続の終了前であっても、予備的な輸入申告を行い、税関の審査・検査要否の事前通知を受けることができる制度、全ての輸入貨物において全ての者が利用可能。

通関業者による非違事案の例

非違内容	簡易・迅速な通関手続	件数
編物製衣類の申告（マニフェスト申告の利用対象外）	マニフェスト申告	約900件（2024年）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規制対象となる医薬品等の申告（マニフェスト申告の利用対象外）	マニフェスト申告	約200件（2024年）
個人用ではない貨物に課税価格の決定の特例（0.6掛け）を適用して申告	マニフェスト申告	約180件（2024年）
輸入者名誤り （１の通関業者において3か月で3,000件超発生）	マニフェスト申告	－
貨物のすり替え（知的財産侵害物品等の密輸未遂）	予備審査制	－

※非違とは、関税法その他関税関係法令の規定に違反する事実

(参考) 輸入通関における保税業者・通関業者の役割

令和7年9月10日 関税分科会
「急増する少額輸入貨物への対応に
関するワーキンググループ」
財務省提出資料

- 保税制度とは、外国貨物（税関による輸入許可前の貨物等）を税関の監督下である保税地域に置くことにより、社会悪物品の国内への流入の防止や関税等の適正な徴収の確保等を目的とするもの。外国貨物の蔵置等を行うことにつき許可等を受けた**保税業者は、適正な貨物管理を行う責務を負っている。**
- 税関に対して行う輸入申告や関税の納付等の通関手続について、輸入者の代理・代行を業として行うことを通関業という。この業務の適正な運営を図ることで、通関手続の適正かつ迅速な実施の確保を目指している。**通関業者は、輸入者を代理・代行して適正な輸入申告を行う責務を負っている。**
- 輸入貨物が急増する中、輸入通関において**保税業者・通関業者の役割に期待されていることは、社会に対して一層重要性を増している。**

輸入通関の流れ



保税業者の役割

貨物の搬出入や各種手続についての帳簿の備付（記帳義務）、貨物管理についての社内管理規程の整備等により、倉主が自己の責任で貨物を適正に管理。（自主管理方式）

通関業者の役割

輸入貨物について、輸入者に代理・代行して、品目分類、関税関係法令以外の許可・承認等の要否の確認、関税等の計算等を行い、輸入申告書を作成、税関に提出。

社会悪物品の国内への流入防止や関税等の適正な徴収や通関手続の適正かつ迅速な実施といった要請に応える

少額輸入貨物の課税制度上の課題

令和7年6月12日 関税分科会
「急増する少額輸入貨物への対応に
関するワーキンググループ」
財務省提出資料

- 少額輸入貨物への課税制度に関し、制度趣旨を逸脱した事案の発生や事業者の事務負担の増加等、**適正な課税を行う上での課題が顕在化。**

少額免税制度に関する課題

- 少額免税制度により、商品価格を実際より**低価に改ざんして申告するインセンティブ**が発生。
- 一度に輸入する商品の価格が、少額免税制度の適用上限額を超えた場合、消費税等がかかることから、上限額を超えないように**商品を分割発送することを案内して販売するECサイト**も存在し、**国内事業者と国外事業者との間で競争上の不均衡が発生。**
- 少額貨物の増加を踏まえた、**事業者の事務負担や税関の円滑な通関処理の要請と、課税の公平性のバランスの確保。**

課税価格決定の特例に関する課題

- 越境ECの拡大に伴い、個人使用を目的とする輸入が増加。課税価格決定の特例により、**国内事業者と国外事業者との間で競争上の不均衡が拡大。**
(例) 国内の小売店で20,000円の衣服を購入した場合には、2,000円の消費税が課税される一方、海外からインターネットで20,000円の衣服を購入（輸入）した場合には、課税価格決定の特例により1,200円の消費税が課税される。
- **個人的な使用に供されるものか否かという貨物の用途に応じて、当該特例の適用可否が決まるが、事業者・税関の双方にとってその判別が困難であることから大きな負担。**
(例) 自動車販売店の経営者が、通信販売で購入した車のパーツを個人使用として輸入申告したが、宛先が当該販売店となっていたため、税関が当該特例を適用せずに課税したところ、当該経営者と税関との間でトラブルとなった。
- 個人使用と偽り、課税価格決定の特例の適用を受けて輸入し、国内において転売する事案も見受けられ、**脱税の温床となっている可能性。**
(例) 個人使用との申告に基づき通関した貨物（化粧品）と同種の貨物について、その後、短期間に複数回の輸入実績があったため、輸入者に照会したところ、「実は販売用」との説明があった。

(参考) 輸入貨物への課税制度の概要

課税価格合計	商業貨物	個人使用貨物
1万円以下	少額免税制度 (課税価格の合計額が1万円以下の物品は免税) [根拠条文] 関税定率法第14条第18号 関税定率法施行令第16条の3 マニフェスト申告 (注1)	課税価格の決定の特例 (課税価格 = 海外小売価格 × 0.6) [根拠条文] 関税定率法第4条の6第2項 関税定率法基本通達4の6-2
1万円超 20万円以下	簡易税率 (課税価格の合計額が20万円以下の貨物は簡易税率を適用) [根拠条文] 関税定率法第3条の3 関税定率法施行令第1条の3	
20万円超		

(注1) 少額貨物の無条件免税の対象貨物のうち、他法令確認の対象とならない等の要件を満たす貨物について、一部の申告項目を省略した簡易な申告が可能。(関税法基本通達67-4-6)

(注2) 一般通関については申告納税、国際郵便については課税価格20万円以下は賦課課税(原則、20万円超は申告納税)となっている。

最先端技術の導入

- 不正薬物やテロ関連物資に対する厳格な検査と迅速な通関を両立するため、税関検査等において最先端技術を積極的に導入。

◎ 税関検査場電子申告ゲート（Eゲート）

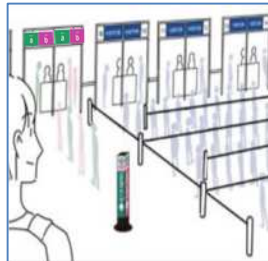


- ITを活用し、旅客の通関を自動化
 - 携帯品等申告書は、電子的提出が可能
 - 検査においても、事前情報等を活用
 - 顔認証による本人確認の実施
- Eゲートは、全国7空港（成田、羽田、関西、中部、福岡、新千歳、那覇）に配備済

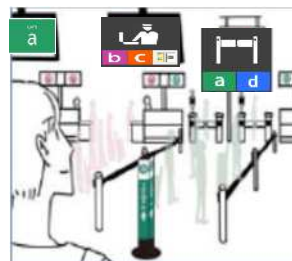
◎ 税関・入管共同キオスク



手続終了



入国審査場



税関検査場



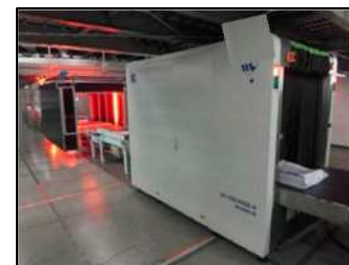
- 税関、入管手続きに必要な情報（旅券情報、顔写真等）を同時に提供可能とする「共同キオスク」を羽田空港、関西空港、成田空港（第3ターミナルのみ）に導入し、令和7年4月から、本格運用を開始
- 税関、入管手続きにかかる重複する部分を解消することにより、所要時間を短縮化

◎ X線CTスキャン検査装置



- 自動識別・画像解析機能を搭載
- 要注意貨物（携帯品）を悉皆的・効率的に検査

◎ 国際郵便物税関検査装置



- コンベア上にX線検査装置を配置し、X線検査を機械化・自動化

大規模国際イベントに向けた取締強化

水際における取締強化の対応

東京オリンピック・パラリンピック、G 7 広島サミット等の大規模国際イベントの開催に応じ、水際取締の警戒レベルを引き上げて対応

- 応援職員の派遣等、**集中的な人員投入**
- 貨物、国際郵便、旅客の携帯品等の**検査強化**
- 港湾等の**巡回強化**
- 国内外の関係機関、業界団体との**連携強化**

<主な取締・検査機器>

固定式X線検査装置



不正薬物・爆発物探知装置



主なイベント

- 大阪・関西万博（2025年4月13日（日）～2025年10月13日（月）） ※取締強化を実施中
- 2027年国際園芸博覧会（2027年3月19日（金）～2027年9月26日（日））

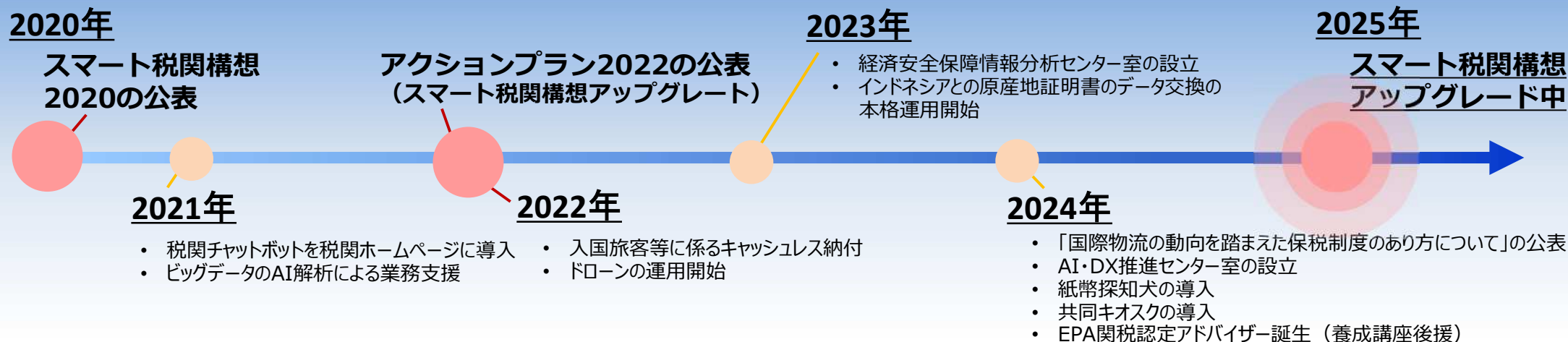
今後の課題

- 国際的なテロの脅威の継続に加え、電子商取引の拡大に伴う輸入貨物（SP貨物）の急増、入国旅客の増加に留意
- これまでの対応で得たノウハウや経験を活用して、引き続き関係機関と連携してテロ対策を推進

スマート税関構想

税関行政を取り巻く今後の環境変化を見据え、AI等先端技術を活用し、業務の一層の高度化・効率化を進めるとともに、利用者への一層の利便向上を図り、国民の期待に応えられる「世界最先端の税関」を実現させる中長期ビジョンとして、「**スマート税関構想2020**」を公表。策定後の環境変化やニーズに対応するため、施策をアップグレードして、「**スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022**」を公表した。

「スマート税関構想2020」公表後の施策の主な進捗



2025年 税関の使命と環境変化

安全・安心な社会の実現

- 少額輸入貨物やクルーズ船含む旅客数急増の中、不正薬物等の密輸手口の巧妙化
- フェンタニル等の新たな脅威への対応
- 輸出管理や北朝鮮・ロシア制裁の迂回、マネロンへの対応要請

適正かつ公平な関税等の徴収

- 出国・輸出時の消費税不正還付、巧妙化する金の密輸や関税の迂回・ぼろへの対策、不当廉売関税調査等の要請の高まり

貿易の円滑化の推進

- サプライチェーンの再構築等、急変する国際貿易環境の下、日本経済活性化に資する支援のニーズの高まり

アップグレードの検討

労働力人口が増えない中、環境変化や拡大する課題に対し、

- 情報の多角化・分析の高度化
- AI・先端技術等の積極的な活用
- 税関業務の更なるDX化
- 国内外のパートナーとの協働
- 人的・物的体制整備

等により対応すべく、**スマート税関構想のアップグレード**を検討中。

ロシア等に対する経済制裁について

1. ロシア等に対する輸出入禁止措置

- 令和4年2月下旬に始まったロシアによるウクライナ侵略に対し、G7各国を中心に、ロシアやベラルーシに対する制裁の一環として、輸出入禁止措置を実施。
- 我が国は、令和4年2月下旬より、外国為替及び外国貿易法により、ロシアやベラルーシ、及び両国以外の国の特定団体に対する輸出禁止措置や、ロシアへの奢侈品、半導体、無人航空機、乗用自動車（ガソリンエンジン車・ディーゼルエンジン車は排気量1,900cc超）、特殊車両等のエンジン及び部品等の輸出禁止措置、ロシアからの機械類・電気機械及び、貴金属、上限価格超で取引される原油・石油製品、非工業用ダイヤモンド等の輸入禁止措置を順次実施。

2. 関税における最恵国待遇の撤回

- 令和4年3月11日のG7首脳声明を踏まえ、ロシアに対するWTO協定税率の適用を撤回し、基本税率（暫定税率の適用があるときは暫定税率）の適用を可能とするため、関税暫定措置法を改正（令和4年4月20日成立、翌21日施行）。
- （注）同日に施行した政令において、ロシアに対する当該措置の期限を令和5年3月31日とした。
- ロシアによるウクライナ侵略が継続しており、G7を始めとする国際社会と引き続き緊密に連携して対応する必要があることから、令和5年3月、令和6年3月及び令和7年3月にロシアに対する当該措置の期限を1年間延長する政令改正を行い、期限を令和8年3月31日とした。
- （参考）最恵国待遇とは、貿易相手国の産品に対して、第三国に与えている条件よりも不利にならない待遇を与えることをいう。

関税局・税関における対応

- 関税局では、第三国を迂回すること等による制裁逃れに係る情報共有等、G7等諸外国と連携。
- 税関では、制裁措置の実効性確保のため、輸出入貨物について、外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業大臣の承認の要否に係る確認を行うなど、第三国迂回による制裁逃れ防止を含め、厳格な水際取締りを実施。

経済安全保障上の脅威への対応

背景・課題

- 安全保障の裾野が経済・技術分野に急速に拡大。
- 経済安全保障上の脅威への対処が政府全体として重要な政策課題。
 - 経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定)
 - 国家安全保障局を司令塔とする政府全体での経済安全保障の推進体制を強化
 - 経済インテリジェンス能力を強化
 - 先端技術の輸出管理
- 政府全体の方針を踏まえ、関税局・税関としても、情報収集の強化等の取組を進める必要。

取組の概要

- 「軍事転用のおそれのある製品や技術の流出につながる不正輸出等の防止」の観点から以下に取り組む。
 - **情報の収集・分析（インテリジェンス能力）の強化及び適正通関の確保**
国内外の関係機関との連携促進により情報収集・分析能力を強化するとともに、厳格な審査や調査等により適正な輸出通関を確保。
 - **体制強化**
2023年7月に設置した経済安全保障情報分析センター室に加え、輸出事後調査部門、情報管理室（官）、通関部門、旅具通関部門といった経済安全保障の確保に資する部門の体制を強化。職員の専門性向上。
 - **民間事業者との連携**
通関業者等の民間事業者への情報提供、規制対象物品に係る相談対応等を促進。また、経済安全保障の観点から疑義のある取引について、通関業者等の民間事業者に対し情報提供を依頼。
 - **規制対象物品の輸出実績の把握**
統計品目番号の設定等により規制対象物品の輸出実績の適時適切な把握・分析を通じて、不正輸出の防止を図る(経済産業省等と連携)。

不当廉売関税措置をめぐる状況の変化

- 不当廉売関税制度とは、不当廉売（ダンピング）された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する本邦の産業を保護するため、通常の関税の他に割増関税を賦課するWTO協定で認められた制度。
- 同制度は、自由貿易を推進しつつ、ダンピングという不公正な貿易に対抗するための措置としてWTO加盟国に認められたものであり、我が国は、WTO協定との整合性を重視して運用。
- WTOウルグアイ・ドーハ両ラウンドのルール交渉でも、諸外国において、要件を満たさず調査が開始されたり措置を維持したりといった濫用が目立つ中、同制度は、最恵国待遇の例外措置の一つであり、その発動には細心の注意が払われるべきとの観点から、こうした懸念に対処するルール形成を目指してきた。
- 他方、近年、世界的には、非市場的政策及び慣行を背景とした「過剰生産能力」への関心が高まっており、不当廉売関税制度への社会的関心も拡大。調査件数も増加。

「G7プーリア・サミット首脳コミュニケ（2024年6月）」（抜粋）

我々は、我々の労働者、産業並びに経済的強靱性及び経済安全保障を損ないつつ、増大する範囲の部門において世界的な波及、市場の歪曲及び有害な過剰生産につながっている、中国の恒常的な産業の重点化並びに包括的な非市場的政策及び慣行に対して懸念を表明する。

（中略）我々は、公正な慣行を推奨し、経済的威圧に対する強靱性を構築するため、WTOにおけるものを含め、外交的な取組及び国際協力を強化する。我々は、必要かつ適当な場合に、我々の労働者及び企業を不公正な慣行から保護し、競争条件を公平にし、現行の損害を是正するため、行動をとり続ける。

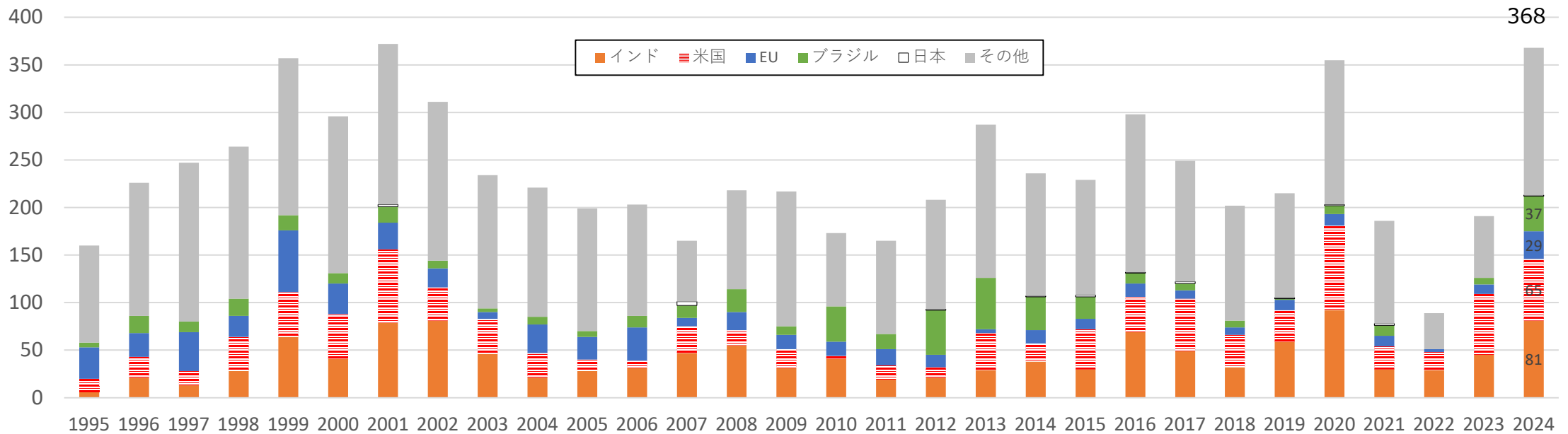
「G7財務大臣・中央銀行総裁声明（2025年5月20-22日）」（抜粋）

我々は、非市場的政策及び慣行（NMPPs）がどのように不均衡を悪化させ、過剰生産能力を助長し、他国の経済安全保障に影響を及ぼすかについて、共通理解の必要性を認識する。（中略）我々は、公平な競争条件の重要性と、同じルールに従わず透明性を欠いている国々によって引き起こされる損害に対処するための広く連携したアプローチをとることに合意する。

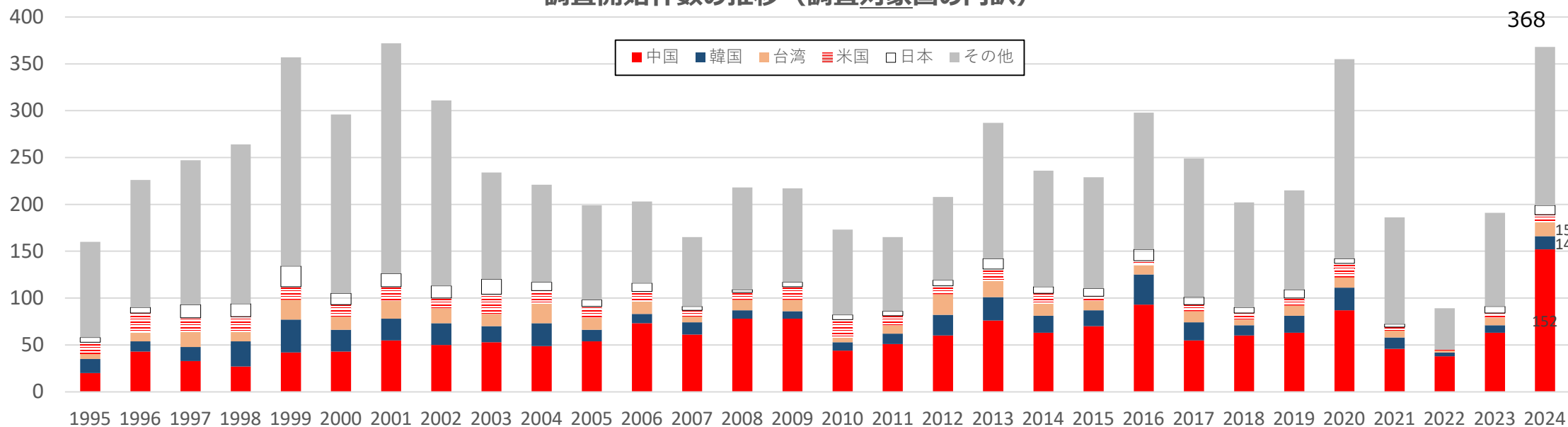
世界の不当廉売関税調査の動向

(参考)

調査開始件数の推移（調査実施国の内訳）



調査開始件数の推移（調査対象国の内訳）



WTO加盟国・地域における不当廉売関税の課税状況 (参考)

被発動国・地域 発動国・地域	インド	米国	EU	アルゼンチン	ブラジル	中国	トルコ	カナダ	オーストラリア	南アフリカ	メキシコ	韓国	パキスタン	日本	その他	計
インド		32	53		11	235	7	4	3	10	4	64	3	34	363	823
米国	40			11	19	169	18	10	3	16	25	44	1	31	286	673
EU	24	11		1	7	116	7		2	4	3	16	2	8	168	369
アルゼンチン	17	8			48	105	5	1	1	6	4	13		5	95	308
ブラジル	13	25	5	5		78	1	2		7	10	13		2	125	286
中国	11	50	27		2		1	2	2	1	1	37		44	90	268
トルコ	13	4	1		2	81		1				14	1	1	98	216
カナダ	7	12		1	6	39	8		1	3	4	16	1	5	91	194
オーストラリア	1	7			1	32		1		3		23		8	101	177
南アフリカ	13	6			6	27	3		3			16	2	1	86	163
メキシコ	6	26	1	1	10	56		2				6		4	48	160
韓国	5	9				33		2	1					18	49	117
パキスタン	5	2	2		2	28	1	1		3		14		1	55	114
日本						7(注1)			1	1		5	1		2(注2)	17
その他	28	14	13	11	8	242	29	1	3	6	11	54	3	15	359	797
計	183	206	102	30	122	1248	80	27	20	60	62	335	14	177	2016	4682

(出所) WTO統計 (WTO加盟各国・地域のWTO通報に基づく1995～2024年12月までの累計)

(注1) WTO統計に含まれていない中国産フェロシリコマンガ (1993年2月～1998年1月) に対する措置を含まず。

(注2) 日本が不当廉売関税を課した「その他」に含まれるのはスペイン、台湾。

我が国における不当廉売関税をめぐる状況

○ 近年、不当廉売関税の発動は増加傾向であり、足元で、4件の調査が進行中。

○発動済及び発動中（**太字・下線**）の案件

対象品目	対象国*1	追加関税率	課税期間*2
フェロシリコマンガ	中国	4.5%～27.2%	1993年2月～1998年1月
綿糸	パキスタン	2.1%～9.9%	1995年8月～2000年7月
ポリエステル短繊維	韓国・台湾	6.0%～13.5%	2002年7月～2012年6月
電解二酸化マンガ	豪州	29.3%	2008年9月～2013年8月
	スペイン	14.0%	2008年9月～2019年3月
	南アフリカ	14.5%	
	中国	34.3%～46.5%	2008年9月～2029年2月
トルエンジイソシアナート	中国	69.4%	2015年4月～2020年4月
水酸化カリウム	韓国	49.5%	2016年8月～2026年8月
	中国	73.7%	
高重合度 ポリエチレンテレフタレート	中国	39.8%～53.0%	2017年12月～2028年2月
炭素鋼製突合せ 溶接式継手	韓国 中国	41.8%～69.2%	2018年3月～2023年3月
トリス（クロロプロピル） ホスフェート	中国	37.2%	2020年9月～2025年9月
炭酸二カリウム	韓国	30.8%	2021年6月～2026年6月
溶融亜鉛めっき鉄線	韓国	9.8%～24.5%	2022年12月～2027年12月
	中国	26.5%～41.7%	
黒鉛電極	中国	95.2%	2025年7月～2030年7月

○現在調査中の案件

対象品目	対象国	調査開始日
ニッケル系ステンレス 冷延鋼帯及び冷延鋼板	中国・台湾	2025年7月22日
溶融亜鉛めっき鋼帯 及び鋼板	韓国・中国	2025年8月13日
ビスフェノールA	韓国・台湾	2025年8月20日
炭酸二カリウム（*3）	韓国	2025年8月20日

（*1）中国は、香港及びマカオ地域を除く

（*2）確定措置の課税期間

（*3）課税期間の延長に関する調査

鉄鋼関税に関する主要国・地域の動向

米国の動き

【第1次トランプ政権（2017年1月～2021年1月）】

- 2018年3月、通商拡大法232条に基づき、全世界向けに鉄鋼に対する25%の追加関税を賦課。
（注）①米国製品の供給量や品質が十分でないとして、米国企業が申請し、米商務長官が除外した品目や、②個別交渉により、追加関税の適用除外とされた国や数量割当等を受け入れた国については例外とされた。
（参考）1962年通商拡大法232条：国家安全保障を阻害するおそれのある輸入に関し、米商務長官が調査を行い、輸入を調整するために必要な措置の勧告を行う。勧告に基づき、当該必要な措置を講ずる権限を米大統領に付与。

【バイデン政権（2021年1月～2025年1月）】

- 2022年2月の日米間の同意に基づき、日本の鉄鋼に対する25%の追加関税について、2022年4月から関税割当制が導入され、年間125万トン分の無税割当を導入。
※ EU（2021年10月～）、英国（2022年3月～）も関税割当対象国となった。

【第2次トランプ政権（2025年1月～現在）】

- 2025年3月、通商拡大法232条に基づき、全世界向けに鉄鋼に対する25%の追加関税を賦課。
日本に対する年間125万トン分の無税割当をはじめとする例外措置を廃止。
- 2025年6月、上記の鉄鋼に対する追加関税率を50%に引上げ（英国を除く）。

EUの動き

- 2018年7月、鉄鋼に係る関税割当を超過した場合に25%の関税を課すセーフガードを暫定措置として発動（2019年2月に正式発動後、2021年、2024年の2回延長され、2026年6月で終了となる見込み）。

カナダの動き

- 2024年10月、中国からの鉄鋼（及びアルミニウム）に対して、25%の追加関税を賦課。さらに、2025年7月より、中国で溶解・鋳造された鋼を含む場合にも25%の追加関税を賦課。
- 2025年8月、関税割当の対象国を米国・メキシコを除くFTA締結国に拡大し、割当超過分に50%の追加関税を賦課。また、非FTA締結国からの無税枠は2024年水準の半分とし、割当超過分には50%の追加関税を賦課。

我が国における不当廉売関税をめぐる状況（答申）

課題

不当廉売関税は、対象国・対象産品等を指定して課税されるところ、不当廉売関税の課税命令に服すべき者が課税を免れるため、課税命令が示す課税範囲から形式的に外れるようにする（＝貨物の「供給国」・「品目」を変える）ものの、実質的には課税命令前と同等の商業行為を行う、いわゆる「迂回」の問題が存在。

経済産業省より、不当廉売関税に係る迂回防止制度の創設が要望され、
当審議会（令和6年11月26日）において議論。

関税・外国為替等審議会答申（令和6年12月20日）

Ⅲ．引き続き検討すべき事項

1．不当廉売関税に係る迂回防止制度

不当廉売関税に係る迂回防止制度の創設については、不当廉売関税制度の実効性を高める意義が認められることから、早期に実現する必要がある。他方、制度設計に当たっては、制度創設の必要性・期待される効果等や制度設計の妥当性・合理性及びW T O協定整合性の確保をはじめとする事項の精査・検討を十分に行い、有識者や関係者等の意見も踏まえ、実効性のある制度を創設することが重要である。こうしたことを踏まえ、早期の制度創設を念頭に、引き続き精査・検討を継続することが適当である。

⇒令和7年9月から、不当廉売関税の迂回防止に関するワーキンググループを開催。

1. 最近の税関行政・関税制度

2. 国際関係

3. 令和 8 年度関税改正

- 9月4日（米国時間）、トランプ大統領は、我が国に対する関税の引下げ措置に関する大統領令に署名。
- 同日、赤澤亮正・経済再生担当大臣は、ハワード・ラトニック商務長官との間で、日米間の合意に基づく投資イニシアティブの大枠について、日米の共通理解を確認するための了解覚書に署名。
- また、日米両国は、7月22日（現地時間）の日米間の合意におけるコミットメントを再確認する共同声明を発出。
- 赤澤大臣は、ラトニック長官に対し、石破総理からトランプ大統領への親書を手交し、7月22日の日米間の合意の下、同大統領の力強いリーダーシップと日本の力強い投資により、日米関係の黄金時代を共に築いていくことを呼びかけるとともに、同大統領の訪日を改めて招請したいとの石破総理のメッセージを伝達。



大統領令（9月4日（米国時間）署名）

（相互関税）

- 追加関税15% → **15%（含：MFN税率）（注）**

（注）MFN関税率が15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目については15%となる（いわゆる「上乗せなし（Non-Stacking）」）。

- **8月7日から遡及**して適用。
- **従量税**の取扱いは、**欧州連合（EU）の製品に対する取扱いと同一**とする。

（自動車・自動車部品関税）

- 追加関税25% → **15%（含：MFN税率）（注）**

（注）既存MFN税率（2.5%）を含めて15%であり、追加関税は半減。

- **大統領令が連邦官報に掲載された日から7日以内**に、関税表を修正する通知が官報に公表（その時点で関税引下げが発効する旨を米側に確認済み）

（航空機・航空機部品（無人機を除く））

- 追加関税15% → **無税**

- **大統領令が連邦官報に掲載された日から7日以内**に、関税表を修正する通知が官報に公表。

（米国において入手不可能な天然資源・ジェネリック医薬品（その原材料及び化学前駆体を含む））

- 追加関税15% → **相互関税から除外（無税）**

- 具体的な対象品目及び適用開始時期については、商務長官が決定。

日米間の枠組み合意に関する共同声明（9月4日（米国時間）（仮訳）

2025年7月22日の日米間の枠組み合意に関連し、また2025年9月4日に署名された関税に関する大統領令を含む米国のコミットメントに応じて、日本は、了解覚書による戦略的な投資に加え、以下のコミットメントを再確認する。

- バイオエタノール（持続可能な航空燃料向けを含む）、大豆、トウモロコシ及び肥料を含む国内消費向け米国の農産品並びに他の米国の製品の追加購入を年間計80億ドル規模で実施。
- 多様な米国の工業製品及び消費財の購入を拡大。
- 100機のボーイング社製航空機を購入。
- ミニマム・アクセス米制度の枠内における米国産コメの調達の75%増加を迅速に実施。
- 液化天然ガス（LNG）を含む米国のエネルギーについて、当該LNGに関する新たなアラスカでのオフテイク(注：買い取り)契約を追求しつつ、年間計70億ドル規模の安定的かつ長期的な追加購入を実施。
- 防衛力整備計画に基づく米国製防衛装備品及び半導体の年間調達額を数十億ドル規模で増加。
- 米国で製造され、かつ、米国で安全が認証された乗用車について、日本国内での販売のため追加試験なしで受入れ。
- 米国車に対してグリーンエネルギー自動車導入促進補助金を提供。

1962年通商拡大法第232条に基づき医薬品及び半導体（半導体製造装置を含む）に対して課されるいかなる関税についても、米国は、日本の製品に対して、他のいかなる国の製品に適用される税率を超えない第232条に基づく関税率を適用する意図を有する。

また、米国は日本の航空機及び航空機部品にいかなる関税も課さない意図を有する。

我が国におけるE P A等の現状

発効済 (20)

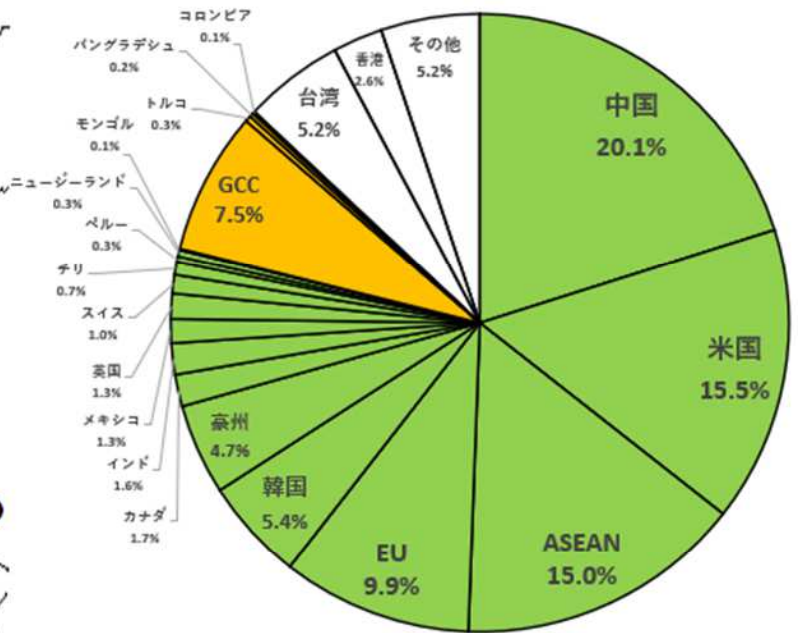
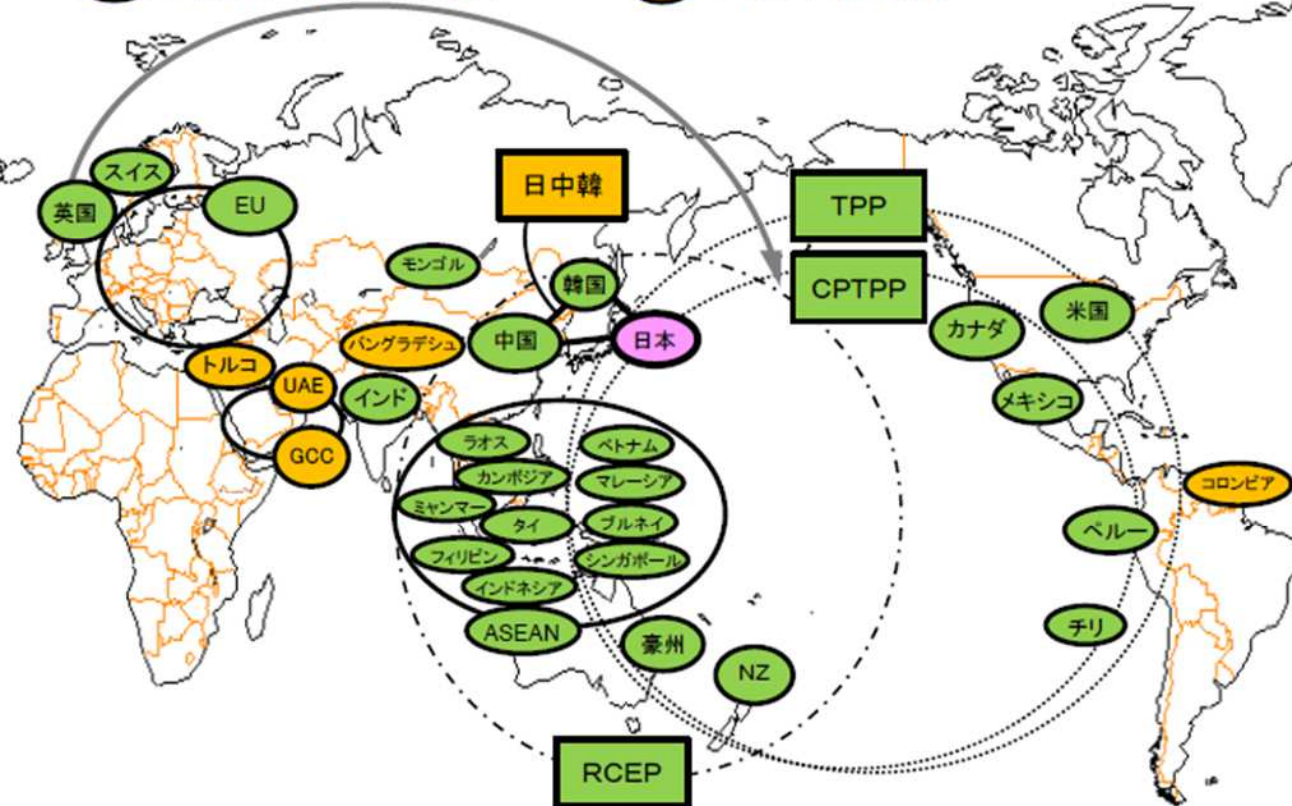
2002.11	シンガポール (2007.9改正)	2008.7	ブルネイ	2012.3	ペルー	2021.1	英国
2005.4	メキシコ (2012.4改正)	2008.12	ASEAN (2020.8改正)	2015.1	豪州	2022.1	RCEP
2006.7	マレーシア	2008.12	フィリピン	2016.6	モンゴル		
2007.9	チリ	2009.9	スイス	2018.12	CPTPP		
2007.11	タイ	2009.10	ベトナム	2019.2	EU		
2008.7	インドネシア	2011.8	インド	2020.1	米国		

署名済 (1)

T P P 12 (2016年2月) ※2017年1月に米国が離脱を表明。

日本の貿易総額に占める国・地域の貿易額の割合 (2024年)

● : 発効済・署名済の国・地域 ● : 交渉中の国・地域



発効済 + 署名済	計 : 78.9%
交渉中 (含む中断中)	計 : 8.1%
発効済 + 署名済 + 交渉中	計 : 87.0%

(2025年7月現在 ; 外務省HPより抜粋)

出典 : 財務省貿易統計 (2024年確々報値)

主な動きのある E P A

1. バングラデシュ（交渉中）

○2024年5月に交渉開始。これまで7回の交渉会合を実施。

○バングラデシュは2026年11月にLDC卒業見込み。本年度（2025年）の関税改正において、LDC特恵の適用対象外となるまでの期間をLDC卒業後3年以内に延長したところ。

2. UAE（交渉中）

○2024年9月に交渉開始を決定・公表。これまで4回の交渉会合を実施。

3. GCC（交渉中）

○2006年に交渉開始。2009年にGCC側が日本を含む全ての国とのFTA交渉を中断。

○2024年12月交渉再開。これまで2回の交渉会合を実施。

（※）GCC（湾岸協力理事会）：サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート

4. トルコ（交渉中）

○2014年に交渉開始。これまで17回の交渉会合を実施。直近の交渉会合は2019年12月に実施。

5. インドネシア（一般見直し）

○2023年12月の首脳会談において大筋合意。2024年8月8日に改正議定書に署名。

○両国において発効に向けた国内手続を実施中。

原産地証明書のデータ交換の取組

- 「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日）を踏まえ、貿易に係るビジネス環境整備の一環として、EPA（経済連携協定）に基づき発給される原産地証明書のデータ交換を推進。
- 原産地証明書のデータ交換の実現に向けて、2021年にインドネシア、タイ及びASEANとの協議を開始。
- 輸入者においては書類入手に要するリードタイム短縮、税関においては原産地証明書の真正性確保の効果。

日インドネシア EPA

2023年6月、運用開始。

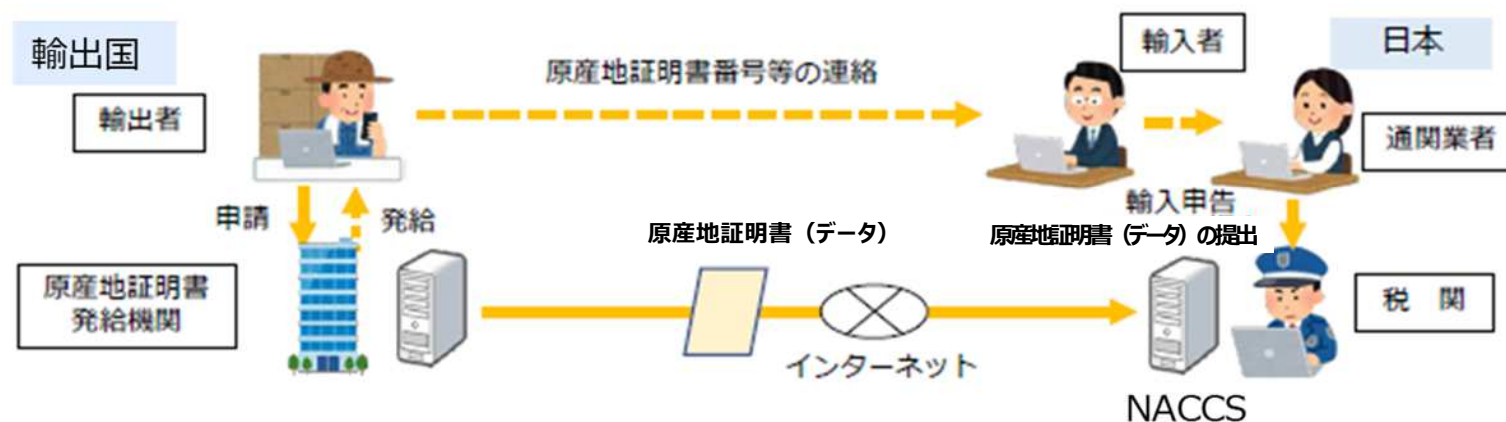
日タイEPA

2025年6月、日本への輸入について運用開始。
同年11月以降、日本からの輸出について運用開始予定。

日・ASEAN協定

早期実現に向け、データ交換に必要なデータ項目や業務フロー等を協議中。

＜原産地証明書のデータ交換のイメージ＞



※輸出国側での日本からの輸入の場合も同様の流れ。

WCO（世界税関機構）における最近の取組

WCOの概要

- 世界186か国・地域からなる税関関連の国際機関。1952年に設立。日本は1964年に加入。
- 各国の税関制度の調和・統一及び国際協力の推進により、国際貿易の発展に貢献することを目的。
- HS条約等の国際標準の策定、密輸・テロ対策の推進、税関分野の技術協力等を実施。

我が国の貢献

- 人的及び財政的貢献（職員派遣及び分担金等の拠出）を継続的に実施。
 - ✓ 21名の職員を派遣（うち本部に13名）（2025年9月時点） ※本部の職員数は約250名。
 - ✓ 分担金：第3位（約4.8%、2025/2026年度） ※第1位米国、第2位中国。
 - ✓ 関税協力基金（技術協力）：第1位（約20.6%、2023/2024年度）
- WCOの運営や税関手続等に係る議論に積極的に参画。税関の国際標準の策定等に貢献。
- アジア・大洋州地域の情報連絡事務所（RILO A/P）をホスト（2024年1月～）。

最近の取組

- 2025年6月のWCO総会において、2025年7月からの3年間を対象とする新たなWCO戦略プランを承認。以下の3分野を重点分野とし、今後取組を行う予定。
 - ✓ Eコマース（2018年策定の「Eコマース基準の枠組み」の見直し等）
 - ✓ 技術と革新（AI・ブロックチェーン・IoTの活用に係るガイドラインの作成等）
 - ✓ グリーンカスタムズ（バーゼル条約等の環境関連条約の実施支援等）



事務局（本部）
（ベルギー・ブリュッセル）

関税技術協力

- 貿易の健全な発展と安全な社会を実現するため、我が国は、開発途上国税関に対する技術協力を実施し、税関行政の近代化及び執行能力の強化を支援。
- 経済的・地理的に結び付きの強いASEAN諸国に重点を置きつつ、各地域の特性に応じた支援を実施。
- JICA（国際協力機構）及びWCO（世界税関機構）等の国際機関との協調により効果的な支援を実施。

主な実施形態と実施例

【受入研修】

我が国で開催するワークショップ等
に開発途上国の税関職員を受入れ

（令和6年度：26件、240名）



例）アジア地域の税関職員10名程度を受け入れ、税関研修所や税関で講義・視察を実施。参加者は各国が抱える課題に対してアクションプランを作成。

【専門家派遣】

開発途上国で開催するワークショップ等
に我が国税関職員を専門家として派遣

（令和6年度：62件、129名）
※オンラインで実施したものを含む。



例）アフリカ、太平洋島嶼国及び中央アジア・コーカサスの各地域に我が国の税関職員を派遣し、WCO及びJICAと連携して現地の指導教官となる職員を育成。

【JICA長期専門家】

JICA予算により、約2～3年間、
開発途上国に我が国税関職員を専門家として常駐させ、
現地税関に対する助言等を実施



例）カンボジア・ラオス・タイにおける貿易円滑化のための支援、マレーシアにおける税関分析所の設立及び円滑な運用に向けた支援を実施。

1. 最近の税関行政・関税制度

2. 国際関係

3. 令和 8 年度関税改正

令和 8 年度関税改正の主な検討事項

改正項目	内 容
暫定税率の適用期限の延長等	・ 暫定税率及び特別緊急関税制度の適用期限の1年延長 ・ 加糖調製品（5品目）については、併せて暫定税率の引下げ
航空機部分品等免税制度の適用期限の延長	・ 航空機の部分品等のうち国産困難と認められるものに係る関税を免除する制度について、適用期限を3年延長
加工再輸入減税制度の適用期限の延長	・ 我が国から加工又は組立てのために輸出された貨物を原材料とした製品が、原則として輸出の日から1年以内に輸入される場合、その製品に課される関税のうち原材料相当分を軽減する制度について、適用期限を3年延長
犯則調査・処分に係る手続のデジタル化への対応	・ 刑事訴訟法における刑事手続のデジタル化のための法改正を踏まえた税関の犯則調査・処分の手続のデジタル化への対応
不当廉売関税の迂回防止措置の創設	・ 早期の制度創設を念頭に、期待される効果、制度設計の妥当性・合理性及びWTO協定整合性の確保等を図りつつ、「不当廉売関税の迂回防止に関するワーキンググループ」における議論も踏まえ検討
急増する少額輸入貨物への対応	・ 水際取締り上の懸念への対応や適正な課税のあり方について、「急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ」における議論も踏まえ検討